

水道課からのお知らせ

水道メーターの検針と水道料金(下水道使用料)について

水道事業は新潟市水道事業として統一されますが、地域密着した水道サービスを維持するため小須戸事業所(旧水道課)が設置されます。また、検針月、検針日、水道(下水道)料金の体系等が新潟市の制度に合わせて変更になります。

検針については、合併前の3月の定例検針の方法も変更となります。
内容は最後に載せてありますのでご覧ください。

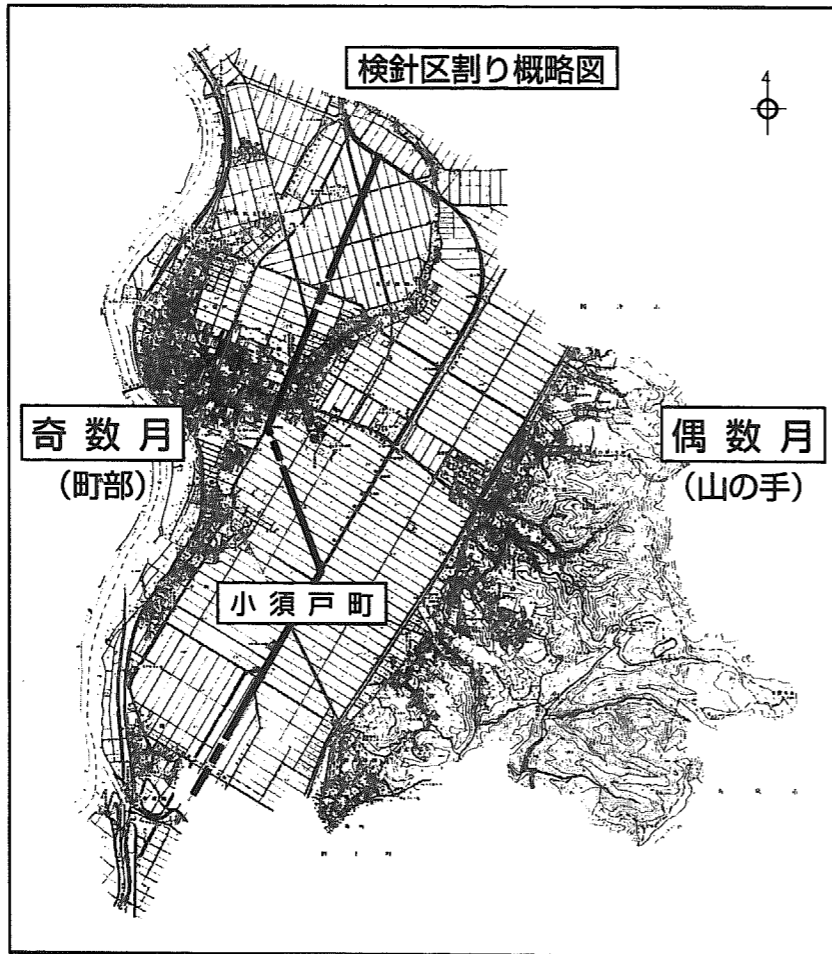
■合併後の検針月(検針ブロック)が変更されます

1、検針月

水道メーターの検針については、これまでは毎月検針を実施していましたが、平成17年4月以降は2ヶ月毎の隔月検針に変わります。

検針の区割りは町部(新保、竜玄を除く)と、山の手(新保、竜玄を含む)の2ブロックに区割りされ、町部の検針は奇数月、山の手は偶数月に実施されます。

(検針区割り概略図をご覧ください)



2、検針日

これまでの検針は月初めでしたが、合併後は3日～6日(予備日含む)に検針を実施させていただきます。

3、水道(下水道)料金の体系

合併後は、新潟市水道(下水道)料金が適用されます。使用量によっては合併後の料金が高くなる場合があります。その場合、料金の緩和措置(減額)がとられます。詳細は後日お知らせいたします。

*口座振替ご利用のお客様は、そのまま継続されますので新たな手続きは不要です。

■合併後における料金請求について

合併後の料金請求は、検針の各区割りのパターンにより以下のとおりとなります。

<町部>

奇数月の検針地域で、合併後最初の定例検針は5月となります。

料金の請求は3月検針日の翌日から5月検針日までの使用分となり4月・5月分の2ヶ月分となります。

<山の手>

偶数月の検針地域で、合併後最初の定例検針は4月となります。

料金の請求は初回のみ3月検針日の翌日から4月検針日までの使用分となり4月分の1ヶ月分となりますが6月以降2ヶ月の検針となります。

○定例検針による料金の請求等は以下のとおりとなります。

- ・検針日……………隔月の3日～6日(予備日を含む)
- ・口座振替日……………検針月の22日(但し、休日の場合は翌営業日)
*山の手は、定例検針の3月分が4月18日に予定していますので、4月に2回口座引き落としがありますのでご了承下さい。
- ・口座再振替日……………検針翌月の17日(但し、休日の場合は翌営業日)
- ・納付書による納期限…検針月の28日(但し、休日の場合は翌営業日)

■合併後(平成17年3月定例検針含む)の納入窓口について

○納入窓口については、次の場所で納入できます。

- ・新潟市内の水道局の営業所及び事業所窓口(旧小須戸町水道課窓口含む)
- ・新潟市水道局取扱金融機関、コンビニエンスストア。

■合併前の検針及び料金の請求について

○3月の定期検針

合併直前となりますが、検針日及び料金請求等は新潟市の料金システムへ移行され次の予定に変更となります。なお、料金の算定は現小須戸町の料金計算となります。

検針日	請求発行日	口座振替日	納入期限
3月5日(土)～8日(火)	3月25日(金)	4月18日(月)	4月8日(金)

*合併事務処理の都合により、今回の3月分は再振替をしません。
大変ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。

■問い合わせ先 小須戸町役場 水道課 業務係 (内線 162)

総務課からのお知らせ

■温泉センター「花の湯館」のご利用について

○新潟市へ合併後の温泉センター使用料は次の表のとおりとなります。

入館料	中学生以上の方	500円	【身体障害者等の入館料減免について】 合併後は「身体障害者手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の交付を受けられた方は入館時にて手帳を提示した場合、入館料免除となります。ただし、小部屋利用料等のその他料金については入館料免除対象にはなりません。なお、介護者も免除となる場合もありますので、お問い合わせください。 (注1)回数利用券は、花の湯館のみで販売します。
	小学生	200円	
	小学生未満の方	無料	
回数利用券(中学生以上)(注1)	5,000円/11回券		
小部屋利用料	1室1回につき3時間まで	2,000円/3時間	
	3時間を超えた場合	500円/1時間	

■小須戸町発行の回数利用券について

- ・未使用分は、合併後も引き続き使用できます。
- ・現在販売している3,000円券は2月末日をもって販売終了いたします。

■問い合わせ先 小須戸町役場 総務課 企画財政係 (内線 252・253)